

2017年
(平成 29 年度)
定時総会資料

May 15

2017

NPO法人つながる鹿児島

NPO法人つながる鹿児島
平成29年度定時総会資料

総会式次第

1. 開会の辞
2. 理事長挨拶
3. 議長選出
4. 定足数確認
5. 議事録作成者及び署名人の選任
6. 議案審議
 - 第1号議案 平成28年度事業報告の件
 - 第2号議案 平成28年度決算報告及び監査報告承認の件
 - 第3号議案 平成29年度事業計画案承認の件
 - 第4号議案 平成29年度予算案承認の件
 - 第5号議案 資産の総額の確認に関する件
7. その他
8. 閉会の辞

～その他資料～

※監査報告書

日 時 平成28年5月15日（月）午後7時～8時
場 所 鹿児島市下荒田4丁目11-9 のびビル下荒田2F
（一般社団法人 Saa・Ya ）

正会員総数	50人
出席者	人
委任状	人

議長
議事録作成者
議事録署名者
議事録署名者

第1号議案 平成28年度事業報告の件

平成28年度事業報告

自平成29年3月13日至平成29年3月31日

1. 事業実施の概要

(1) 特定非営利活動に係る事業

①身寄りがない方々等が主体となる互助会の運営事業
活動していないため、報告事項はありません。

②身寄りがない方々等を対象とする人権擁護活動事業
活動していないため、報告事項はありません。

③身寄りがない方々等を対象とする福祉，就職，法律相談事業
活動していないため、報告事項はありません。

④身寄りがない方々等の相互交流事業
活動していないため、報告事項はありません。

⑤身寄りがない方々等が居住，医療，介護等において排除されることがないように
するための研究事業
活動していないため、報告事項はありません。

⑥身寄りがない方々等及び彼らの抱える社会的または経済的問題を理解し，彼らに
対するあらゆる差別をなくすための啓発事業
活動していないため、報告事項はありません。

⑦身寄りがない方々等及び彼らの抱える経済的問題に関する調査及び研究並びに
これらに基づく提言の公表事業
活動していないため、報告事項はありません。

(2) その他の事業

①出版事業
活動していないため、報告事項はありません。

②物品の販売事業
活動していないため、報告事項はありません。

第2号議案 平成28年度決算報告及び監査報告承認の件

平成28年度特定非営利活動に係る事業会計収支決算報告
自平成29年3月13日至平成29年3月31日

特定非営利活動法人つながる鹿児島

科目		金額 (円)	
I	経常収入の部		
1	会費収入		
	正会員	150,000	
	賛助会員	0	150,000
2	事業収入		
	特定非営利活動に係る事業	0	
	その他の事業	0	0
3	寄付収入		
	寄付金	259,001	259,001
	経常収入合計		409,001
II	経常支出の部		
1	事業費		
	特定非営利活動に係る事業	0	
	その他の事業	0	0
2	管理費		
	通信費	0	
	消耗品費	0	
	交通費	0	
	事務局費	0	
	雑費	0	0
	経常支出合計		0
III	その他資金収入の部		
1	雑収入	0	0
	その他資金収入合計		0
IV	その他資金支出の部		
	予備費	0	0
	その他資金支出合計		0
	当期収支差額		409,001
	設立時資金有高		0
	次期繰越収支差額		409,001

特定非営利活動に係る事業会計財産目録
平成29年3月31日現在

特定非営利活動法人つながる鹿児島

科目		金額（円）		
I	資産の部			
	1 流動資産			
	現金	0		
	鹿児島銀行鴨池支店 3446454	409,001		
	流動資産合計		409,001	
	2 固定資産			
	固定資産合計		0	
	資産合計			409,001
II	負債の部			
	1 流動負債			
	流動負債合計		0	
	2 固定負債			
	固定負債合計		0	
	負債合計			0
	正味財産			409,001

第3号議案 平成29年度事業計画承認の件

平成29年度事業計画

自平成29年4月1日至平成30年3月31日

1. 事業実施の概要

(1) 特定非営利活動に係る事業

①身寄りがない方々等が主体となる互助会の運営事業

事業名：鹿児島地域で支えあう会（ゆくさの会）事業

事業内容：『身寄り』のない当事者の互助会的組織である「鹿児島地域で支えあう会」を組織する。互助会は当会の下部組織ではなく、独立した団体である。支援者はその設立と発展を促す。

実施場所：鹿児島市内

実施時期：通年継続

従事人数：各回6名×12回=のべ72名

対象者：『身寄り』のない当事者 各回平均20名×12回=のべ240名

②身寄りがない方々等を対象とする人権擁護活動事業

事業名：身寄りがない方々及び社会的に孤立した対象とする人権擁護活動事業

事業内容：「身寄り」がない方、社会的に孤立した方から個別の相談事例やこうした方々の支援者、地域の方々からの情報提供があった場合において、弁護士・司法書士・社会福祉士・精神保健福祉士・MSW等や当会または連携団体の理事、会員等が当事者のもとに自らアウトリーチし、相談や支援を行う。

実施場所：鹿児島市内

実施時期：通年継続

従事人数：のべ30名

対象者：一般市民 のべ30名

③身寄りがない方々等を対象とする福祉，就職，法律相談事業

事業名：身寄りがない方々及び社会的に孤立した方々を対象とする福祉，就職，法律相談事業

事業内容：弁護士・司法書士等の法律職，社会福祉士・精神保健福祉士・MSW等の福祉職が連携し，どのような問題でも相談することのできる分野横断的・総合的な相談会「鹿児島つながる相談会」を実施する。

実施場所：鹿児島市内

実施時期：年12回（毎月実施）

従事人数：各回15名×12回=のべ180名

対象者：一般県民 各回15回×12回=のべ180名

④身寄りがない方々等の相互交流事業

【再掲】

事業名：鹿児島地域で支えあう会（ゆくさの会）事業

事業内容：『身寄り』のない当事者の互助会的組織である「鹿児島地域で支えあう会」を組織する。互助会は当会の下部組織ではなく、独立した団体である。支援者はその設立と発展を促す。

実施場所：鹿児島市内

実施時期：通年継続

従事人数：各回6名×12回=のべ72名

対象者：『身寄り』のない当事者 各回平均20名×12回=のべ240名

⑤身寄りがない方々等が居住，医療，介護等において排除されることがないようにするための研究事業

事業名：身寄りがない方々等が居住，医療，介護等において排除されることがないようにするための研究事業

事業内容：病院を対象に，第一に，身寄りのない方の入院等で支援に困ったことがあるか，どのようなことで困ったか，事例の件数等を調査する。第二に，病院が連帯保証人等に求めている機能について，病院等のアンケートや聞き取りの実施により調査し，さらに，連帯保証人等が実際に機能しているかについて調査する。（病院が連帯保証人等に求めている機能は，支払いの保証，退院時の対応，及び死亡時の対応が主なものであるが，その優先順位を調査し，また，それぞれの機能において，実際に連帯保証人が役に立っているのかを調査する）

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年

従事人数：のべ100名

対象者：鹿児島県内の「身寄り」がない方，社会的に孤立した方に事例30例
鹿児島県内の病院30個

⑥身寄りがない方々等及び彼らの抱える社会的または経済的問題を理解し，彼らに対するあらゆる差別をなくすための啓発事業

事業名：身寄りがない方々及び社会的に孤立した方々及び彼らの抱える社会的または経済的問題を理解し，彼らに対するあらゆる差別をなくすための啓発事業

事業内容：1. 弁護士・社会福祉士・介護支援専門員・民生委員等により「身寄り」問題及び社会的孤立問題の全般を扱う会議「支援者委員会」を行うが，特に，定期的開催される事業の運営について，その在り方を検討及び協議し，個別の相談への対応を通じて，強固かつ柔軟な支援者ネットワークを構築する。

2. 不動産業者，医療法人，社会福祉法人等の代表者，事務局長等による会議「事業者委員会」を行う。これらの事業者が，自ら，どのような代替策があれば，連帯保証人や身元引受人なしで，利用者を受け

入れることができるかについて、検討を行う。

- 実施場所：1. 鹿児島市内
2. 鹿児島市内
- 実施時期：1. 通年年12回
2. 通年年16回
- 従事人数：1. 各回15名×12回=180名
2. 各回6名×16回=96名
- 対象者：1. なし
2. なし

⑦身寄りがない方々等及び彼らの抱える経済的問題に関する調査及び研究並びにこれらに基づく提言の公表事業

事業名：身寄りがない方々及び社会的に孤立した方々及び彼らの抱える社会的または経済的問題に関する調査及び研究並びにこれらに基づく提言の公表事業

- 事業内容：1. 支援者委員会において『身寄り』対応マニュアルを作成し、公表する。
2. 事業者委員会において、事業者の視点から見た『身寄り』問題解決に向けた提言を作成し、公表する。
3. ホームページでの活動内容の報告

実施場所：鹿児島県内

実施時期：1及び2. 2018年3月
3. 随時

従事人数：のべ276名

対象者：1及び2. 一般県民200名
3. 一般県民

(2) その他の事業

①出版事業

今年度は実施しない。

②物品の販売事業

今年度は実施しない。

第4号議案 平成29年度予算案承認の件

平成29年度特定非営利活動に係る事業予算案
自平成29年4月1日至平成30年3月31日

特定非営利活動法人つながる鹿児島

科目		金額 (円)		
I	経常収入の部			
1	会費収入			
	正会員	150,000		
	賛助会員	0	150,000	
2	事業収入			
	特定非営利活動に係る事業	0		
	その他の事業	0	0	
3	寄付収入			
	寄付金	200,000	200,000	
	経常収入合計			350,000
II	経常支出の部			
1	事業費			
	特定非営利活動に係る事業			
	①④ 鹿児島ゆくさの会	48,000		
	② 個別訪問・アウトリーチ事業	30,000		
	③ 鹿児島つながる相談会	36,000		
	⑤ 研究調査事業	40,000		
	⑥⑦ 事業者委員会	24,000		
	⑥⑦ 支援者委員会	24,000		
	その他の事業	0	202,000	
2	管理費			
	通信費	10,000		
	消耗品費	10,000		
	交通費	10,000		
	事務局費	10,000		
	印刷製本費	50,000		
	雑費	0	90,000	
	経常支出合計			292,000
III	その他資金収入の部			
1	雑収入	0	0	
	その他資金収入合計			0
IV	その他資金支出の部			
	予備費	0	0	
	その他資金支出合計			0
	当期収支差額			58,000
	前期繰越金			0
	次期繰越収支差額			58,000

第5号議案 資産の総額の確認に関する件

平成29年3月31日現在の本法人の資産の総額は、
金409,001円である旨確認する。

〔提案理由〕

資産の総額については、毎事業年度終了後決算に基づいて登記をなす必要があるため

(資料) 定款

特定非営利活動法人つながる鹿児島定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人つながる鹿児島という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者、障害者を含む身寄りがない方々及び社会的に孤立した方々（以下、「身寄りがない方々等」と称す）に対して、互助、親睦及び支援（生活困窮者自立支援法に基づく各種支援を含む）に関する事業を行い、身寄りがない方々等を排除したり差別したりすることのない社会を創造し、もって、社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 身寄りがない方々等が主体となる互助会の運営事業
 - ② 身寄りがない方々等を対象とする人権擁護活動事業
 - ③ 身寄りがない方々等を対象とする福祉、就職、法律相談事業
 - ④ 身寄りがない方々等の相互の交流事業
 - ⑤ 身寄りがない方々等が居住、医療、介護等において排除されることがないようにするための研究事業
 - ⑥ 身寄りがない方々等及び彼らの抱える社会的または経済的問題を理解し、彼らに対するあらゆる差別をなくすための啓発事業
 - ⑦ 身寄りがない方々等及び彼らの抱える社会的または経済的問題に関する調査及び研究並びにこれらに基づく提言の公表事業
 - (2) その他の事業
 - ① 出版事業
 - ② 物品の販売事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に

申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、当該任期の末日後

の最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）の借入れその他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決し、又は表決を委任した正会員は、前2条、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決を経て選定した者に帰属するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の

議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	芝田 淳
理事	浜辺 恵里香
理事	廣野 拓
理事	河原 晶子
理事	須藤 奈津子
理事	溝延 祐樹
理事	三角 悦久
理事	荒堀 瑞佳
監事	田中 孝史
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成30年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成29年年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 入会金	0円
(2) 年会費	正会員 3,000円
	賛助会員 1,000円

これは、当法人の定款である。
鹿児島市下荒田四丁目34番11号
コスモハイツ1階
特定非営利活動法人つながる鹿児島
理 事 芝 田 淳